

東浦町提案事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が地域の課題解決のために取り組む活動を支援し、住みよい地域づくりを進めるための事業に対する東浦町提案事業交付金（以下「交付金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象者は、町内の各地区コミュニティ推進協議会（以下「実施団体」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付対象となる事業は、次に掲げる活動にかかわる事業とする。

- (1) 地域の公共的な課題を解決するための活動
 - (2) その他前号に掲げる目的を達成するために必要と認められる活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、交付金の交付対象としない。
- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
 - (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
 - (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(交付金の額等)

第4条 交付金の額は、1事業につき予算で定める範囲内とし、50,000円を上限とする。

- 2 交付金の交付対象となる経費は、前条第1項に定める事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。
- 3 同一事業に係る交付金の交付は1回限りとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、1年以上継続して行う必要があると町長が認めた事業（以下「継続事業」という。）に係る交付金の交付については、3回（1年度1回に限る。）までこれを行うことができる。ただし、継続事業として2回目以降の交付金の交付を行う場合は、2回目にあつては当該事業の開始日から1年を経過した日、3回目にあつては当該事業の開始日から2年を経過した日以後に申請されたものについてこれを行うことができる。

(交付金の交付時期)

第5条 町長は、交付金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内に交付金の全部を交付するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に交付金の交付の対象となった事業（平成 26 年度に交付金の交付の対象となった事業に限る。）に係る交付金の交付については、この要綱による改正後の東浦町提案事業交付金交付要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 11 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（1）報償費	講師謝金、協力者に対する謝礼金等
（2）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費（作業用の器具等の修繕に限る。）
（3）役務費	通信運搬費、保険料
（4）賃借料	機械・器具借上料
（5）備品購入費	作業等に必要器具等の購入に限る。
（6）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの。ただし、次項に掲げる経費を除く。
交付対象外となる経費	人件費、食糧費、光熱水費、工事請負費、積立金その他団体の経常的な運営に要する経費